

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 6 6 9 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、第669回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和3年6月21日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和3年6月21日（月） 午後3時～3時30分

・開催場所 大府市役所5階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長 13番 久野 一弘

副会長 12番 深谷 勝義

委 員 1番 近藤 武

2番 服部 啓子

3番 濱島 守

4番 本田 貴士

5番 鈴木 広子

6番 竹内 敬三

7番 相羽 誠二

8番 深谷 英一

10番 成田 正彦

11番 加古 春久

（農地利用最適化推進委員）

14番 浅田 勲

15番 大嶋 英二

16番 加古 俊治

17番 鈴置 省悟

18番 深谷 幸子

19番 山口 茂樹

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 6 6 9 回）

令和 3 年 6 月 2 1 日

日 程	議案 番 号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について	
3	報告 2	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について	
4	報告 3	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
5	報告 4	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について	
6	報告 5	現況証明願について	
7	報告 6	農地改良届出について	
8	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
9	議案 2	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について	
1 0	議案 3	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
1 1	議案 4	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について	
1 2	議案 5	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）	
1 3	議案 6	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（一括方式）	
1 4	議案 7	農用地利用配分計画案に関する意見について	
1 5	議案 8	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）	

・ 農業委員会事務局職員

事務局長 伴 則幸
 増田 貴行
 事務局 松下 景美

(久野一弘 議長)

ただいまから第669回総会を開会いたします。総会の定足数について、事務局より報告願います。

(伴 則幸 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員13名全員の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員6名全員の出席をいただいております。

(久野一弘 議長)

日程第1「会議書記の指名」を行ないます。本日の会議書記には農業委員会事務局の増田貴行氏と松下景美氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

日程第2「報告第1号」から日程第7「報告第6号」までについて、事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

日程第2報告第1号『農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について』

日程第3報告第2号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について』

日程第4報告第3号『農地法第3条の3の規定による届出の受理について』

日程第5報告第4号『農地法第18条第6項の規定による通知について』

日程第6報告第5号『現況証明願について』

日程第7報告第6号『農地改良届出について』併せてご説明いたします。

報告第1号『農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について』であります。市街化区域内において所有者自らが行う農地転用で、議案書1頁の計4件です。4筆、転用面積は、1,138.91㎡です。転用目的は、住宅及び駐車場です。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

報告第2号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について』であります。市街化区域内において権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書2頁から3頁の計8件です。田2筆、畑8筆、転用面積は、1,600.9㎡です。転用目的は、住宅です。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

報告第3号『農地法第3条の3の規定による届出の受理について』であります。農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書4頁の計3件、11筆、1,701.58㎡の届出がありました。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

報告第4号『農地法第18条第6項の規定による通知について』であります。農地又は採草放牧地の賃貸借の合意による解約通知で、議案書の5頁から7頁の6件、26筆、17,020㎡の届出がありました。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

報告第5号『現況証明願について』であります。20年以上前から非農地であることが、公的な証明にて確認できることをもって願い出されるもので、議案書8頁の1件、2筆、39.74㎡の願い出がありました。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

報告第6号『農地改良届出について』であります。農地を嵩上げ、場合によっては切土して、農地として利用されるもので、議案書の9頁の計3件、田4筆、畑1筆、2,332.2㎡の届出がありました。大府市農業委員会農地改良届け出に関する指導要綱の適用範囲及び基準のすべての項目に適合しておりましたので、局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第1号から報告第6号までについて、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

質問、意見等がないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。

次に、日程第8、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』5件を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』であります。農地を農地として権利設定、移転を行うものであり、議案書10頁から12頁の大府市農業委員会の許可案件の計5件、畑22筆、田9筆、14,925.01㎡です。経営規模の拡大及び売却農地の代替目的の申請です。

議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおりであり、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、1番と5番は、同一人による申請で、5番の農地は6月3日付けで使用貸借解除の通知が提出されております。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1番の案件について、成田委員どうぞ。

(成田正彦 委員)

1番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などありませんか。

(質問、意見なし)

続いて、2番、3番の案件について、神谷委員どうぞ。

(神谷 登 委員)

2番、3番の譲受人は、いずれも豊明市内に自作農地を所有しており、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などありませんか。

(質問、意見なし)

続いて、4 番の案件について、近藤委員どうぞ。

(近藤 武 委員)

4 番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございますか。

(質問、意見なし)

続いて、5 番の案件について、竹内委員どうぞ。

(竹内敬三 委員)

5 番の譲受人は 1 番の案件同様、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございますか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第 1 号を採決します。本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

「全員賛成」ですので、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第 9、議案第 2 号『農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について』1 件を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第 2 号『農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について』ですが、市街化調整区域内の所有者自ら農地転用を行う案件で、議案書 13 頁の愛知県知事の許可案件、1 件です。

1 番の案件は、農業用軽トラック及び農作業用資器材を置く目的で転用するものでございます。農地区分は、住宅等、その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連担している区域に近接する区域で、おおむね 10 ha 未満の規模の農地の区域にある農地で、第 2 種農地と判断されますが、申請書類審査及び現地確認を踏まえ、許可見込ありと考えられます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1 番の案件について、近藤委員どうぞ。

(近藤 武 委員)

1 番の申請地の農地区分は、第 2 種農地ではありますが、県道の計画用地と駐車場に囲まれております。整地のための、雨水は現状通り自然浸透されるため、隣接地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第 2 号を採決します。
本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

「全員賛成」ですので、議案第 2 号は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定いたします。

次に、日程第 10、議案第 3 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』6 件を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

(伴則幸 事務局長)

議案第 3 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』ではありますが、市街化調整区域内の権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書の 14 頁から 16 頁の愛知県知事の許可案件、計 6 件です。

1 番の案件は、工場を整備する目的で転用するものでございます。農地区分は、住宅等、その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連担している区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の農地の区域にある農地で、第 2 種農地と判断されます。

2 番の案件は、自社工場周辺に駐車場を整備する目的で転用するものでございます。農地区分は、住宅等、その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連担している区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の農地の区域にある農地で、第 2 種農地と判断されます。

3 番の案件は、分家住宅を整備する目的で転用するものでございます。農地区分は、概ね 10 ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地で第 1 種農地と判断されます。

4 番及び 5 番の案件は、資材置場に転用するものでございます。農地区分は、概ね 10 ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地で第 1 種農地と判断されます。

なお、1 番から 5 番の案件につきましては、3 月の総会において、農振農用地区域除外案件として、ご審議いただいた案件でございます。

6 番の案件は、資材置場に転用するものでございます。農地区分は、概ね 10 ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地で第 1 種農地と判断されます。

いずれの案件も、申請書類の審査及び現地調査を踏まえ、許可見込ありと考えられます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1 番の案件について、濱島委員どうぞ。

(濱島 守 委員)

1 番の申請地の農地区分は、第 2 種農地ですが、周囲にはコンクリート擁壁を施し、雨水は貯留池を経由の上、既設排水路へ排水されるため、影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(質問、意見なし)

2 番の案件について、鈴置委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

2 番の申請地の農地区分は、第 2 種農地ですが、雨水は単粒度砕石敷により自然浸透させるため、隣接地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(質問、意見なし)

3 番の案件について、深谷英一委員どうぞ

(深谷英一 委員)

3 番の申請地の農地区分は、第 1 種農地ですが、雨水は、敷地内の集水桝を経由し、排水は、合併処理浄化槽を経由して一体利用地北側の道路側溝へ排水されるため、隣接農地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(質問、意見なし)

4 番、5 番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

4 番及び 5 番の申請地は一体利用地で、農地区分は、第 1 種農地ですが、雨水は、現状のまま砕石敷のため自然浸透及び既設道路側溝へ排水されるため、隣接農地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(質問、意見なし)

6 番の案件について、浅田委員どうぞ。

(浅田 勲 委員)

6 番の申請地の農地区分は、第 1 種農地ですが、雨水は、現状のまま自然浸透させるため、隣接農地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第 3 号を採決します。
本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

「全員賛成」ですので、議案第 3 号は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定いたします。

次に、日程第 11、議案第 4 号『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について』1 件を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第 4 号『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について』であります。生産緑地法第 10 条に基づき、農家の主たる従事者が死亡または、農業に従事することが不可能とされる故障を有することとなった場合、市長に買い取りを申し出ることができることとなっています。その際に必要な証明で、議案書 17 頁の計 1 件の申請がありました。1 番は、主たる従事者の故障によるものであります。
説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

それでは、担当地区委員よりご意見をいただきたいと思います。1 番の案件について、加古俊治委員どうぞ。

(加古俊治 委員)

1 番の申出については主たる従事者の故障による買取り申出であり、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第４号を採決します。原案のとおり証明することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

「全員賛成」ですので、議案第４号は、原案のとおり証明することに決定します。

次に、日程第１２、議案第５号『農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）』１件を上程します。事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第５号『農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）』ですが、農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されております。

６月上旬のシステム改修により、議案の様式が一部変更になりました。本議案は、貸し手から借り手に直接利用権を設定する場合の議案となります。審査内容は借り手の審査で、これまでと変わりありません。

議案書１８頁の計１件です。
新規で市内の方です。農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしております。契約期間、賃借料については議案書に記載のとおりです。説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第５号を採決します。原案のとおり証明することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

「全員賛成」ですので、議案第５号は、原案のとおり承認することに決定します。

次に、日程第１３、議案第６号『農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（一括方式）』９件を上程します。

事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第６号『農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（一括方式）』ですが、農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されております。

この議案も、先ほどの議案と同様、システム改修によるものです。公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定する場合に、貸し手、中間保有、借り手を一括で計上するもので、借り手の審査になります。議案書１９頁から２１頁の計９件です。

いずれも新規の案件で、市内の方が４名、市外の方が１名です。いずれの借手も農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしております。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第6号を採決します。原案のとおり証明することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

「全員賛成」ですので、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定します。

次に、日程第14、議案第7号『農地利用配分計画案に関する意見について』3件を上程します。

事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第7号『農地利用配分計画案に関する意見について』であります。既に公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定した案件で、借り手を変更するための「農地利用配分計画案」を作成するにあたり、農業委員会に意見が求められております。議案書22頁の計3件です。

本来は提出者が農業委員会の意見を付して基金に送付すべきところを、農業委員会に意見徴収することを失念しておりました。

今回は、久野会長と本田委員が議事参与にあたっておりますが、既に5月1日から権利が発生しておりますので、在席のままご審議いただきたいと思っております。

いずれの借手も農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第7号を採決します。原案のとおり証明することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

「全員賛成」ですので、議案第7号は、原案のとおり「意見なし」で公益

財団法人愛知県農業振興基金に送付することに決定いたします。

次に、日程第15、議案第8号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』3件を上程します。

事務局より説明をお願いします。

（伴 則幸 事務局長）

議案第8号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』であります、

議案書23頁の3件が提出され、農業委員会の意見が求められています。内容についてご説明します。

1番の案件は、市立小学校周辺に教職員用の駐車場を増設するものです。変更面積は462㎡で、他に農振白字を2か所検討したが、同意を得られず、やむなく当該地を選定したものです。2番の案件は、脳神経外科及び麻酔科を別棟で建設し、60台分の駐車場を設け、変更面積は4,037㎡、3番の案件は薬局を建設のために264㎡を変更するものです。当該地域で他に2か所の候補地を選定したが、いずれも地権者の同意を得られず、当該地を選定したものです。

3件とも、農用地の周辺部にあたり、必要性、適当性があり、他の土地で代えることが困難と認めております。

詳細については議案書に掲載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

（久野一弘 議長）

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はありませんか。

（質問、意見なし）

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1番の案件について、本田委員どうぞ。

（本田貴士 委員）

1番の申出地の農振除外後の農地区分は、第1種農地ですが、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼすおそれはないと考えられますので、特に問題ありません。

（久野一弘 議長）

そのほかに、ご意見などありませんか。

(質問、意見なし)

続いて、2番と3番の案件については、隣接しているので、一括して山口委員どうぞ。

(山口茂樹 委員)

2番及び3番の申出地の農振除外後の農地区分は、第2種農地ですが、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼすおそれはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございますか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第8号を採決します。本議案に対する意見を市へ回答するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

「全員賛成」ですので、議案第8号は、委員会の「意見なし」で市長に回答することに決定いたします。

これで、全案件の審議が終了いたしました。

以上を持ちまして第669回総会を閉会します。